

新潟市水道局職員希望降任制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員本人の意思を尊重し、個人の能力及び意欲に応じた任用を行うことにより、職員の意欲の向上及び組織の活性化を図るため、職員の希望降任制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象職員)

第2条 この要綱の適用を受ける職員は、次条の規定により降任を申し出た日において、役職が係長以上の職にある職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本人が、身体的理由又は精神的理由により、その職の職責を果たすことが困難であると判断する場合

(2) 本人が、介護、育児その他家庭の事情により、その職の職責を果たすことが困難であると判断する場合

(3) 本人が、年齢60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後においてその職の職責を果たすことが困難であると判断する場合

(降任の申し出)

第3条 降任を希望する職員は、降任申出書(第1号様式)により、所属長を通じて水道事業管理者(以下「管理者」という。)に申し出るものとする。

(降任の決定)

第4条 前条の規定により降任の申し出があった場合は、降任を希望する理由等について審査し、降任の可否及び降任を認める場合は降任する職を決定し、当該職員に通知するものとする。

2 降任する職は、参事、副参事、主幹及び副主幹を除く職とし、原則として本人の希望を尊重するものとする。

(降任の時期)

第5条 降任の時期は、前条の規定により降任の決定をした日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

(給与の取扱い)

第6条 第4条の規定により降任を決定した職員(以下「降任職員」という。)の給与は、新潟市水道局企業職員給与規程(平成2年新潟市水道局管理規程第3号)第23条において準用する一般職の職員の例による。

(降任希望理由消滅の届出)

第7条 降任職員は、当該降任を希望した理由が消滅した場合は、降任希望理由消滅届(第2号様式)により、所属長を通じて管理者に届け出るものとする。

(降任希望理由消滅後の昇任)

第8条 降任を希望した理由が消滅した後の降任職員の昇任については、新潟市職員任用規則(平

成19年新潟市人事委員会規則第7号)に基づく試験又は選考による。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(第1号様式)

降任申出書

年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

所属名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

私は、新潟市水道局職員希望降任制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり降任を申し出ます。

降任を希望する役職	
降任を希望する理由	
降任後に従事したい職務等	

※ 添付書類

- ・本人の状況を客観的に把握できる報告書等を添付する。
- ・身体的、精神的理由により降任を希望する場合には、必要に応じて医師の診断書を添付する。
- ・介護、育児、その他家庭の事情により降任を希望する場合には、必要に応じて診断書等、介護や育児の事実を客観的に把握できる書類を添付する。

(第2号様式)

降任希望理由消滅届

年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

所属名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

私は、 年 月 日付で申し出た希望降任について、下記のとおり当該理由が消滅しましたので届け出ます。

降任前の役職	
降任後の役職	
降任を希望した理由	
当該理由が消滅した事由	